

佐賀県森林整備作業及び森林調査業務に係る競争入札参加者の資格審査 に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀県が発注する森林整備作業及び森林調査業務（以下「森林整備作業等」という。）に係る条件付一般競争入札に参加する者の資格審査に関し必要な事務処理事項を定めるものとする。

(申請書等の提出)

第2条 森林整備作業等の入札参加資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入札参加資格審査申請書及び添付書類を提出するものとする。

2 申請書等の提出は、佐賀県農林水産部森林整備課へ持参又は郵送等（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）とする。

3 入札参加資格審査申請書の提出は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び12月29日から1月3日を除く期間とし、午前8：30から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。（郵送等の場合は必着）

(資格審査及び決定)

第3条 前条の規定により申請書が提出されたときは、森林整備課は、審査を行ったのち、知事の決定を受けるものとする。

2 前項の資格審査及び決定は、佐賀県森林整備作業及び森林調査業務に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（以下「要綱」という。）第2条第3項の要件並びに次条に該当するものについて行うものとする。

(審査の項目および審査基準)

第4条 入札参加資格の審査の項目および基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 登記事項証明書による審査

次により、契約の履行について事業主として財政上の責任を負うことができる法人であること等を確認する。

ア 県内に主たる事務所を有する者であること。

イ 資本金（出資金）が、契約保証金程度の金額を有している法人であること。

(2) 営業概要書による審査

①経営状況及び経営内容

経営の状況及び経営の規模欄への記載内容により、法人の経営状況判断の資料とする。

なお、経営の状況の総合判断は、入札参加資格審査（経営の状況）の判断基準に基づき、判断することとする。

これにより、次の各号の法人であることを確認する。

②森林整備作業等の実績

森林整備作業等の施工能力を判断する。

③従業員等の内訳

ア 技術職員数

要綱第2条第3項第4号に掲げる資格を有する者の資格については、作業職員名簿並びに資格検定合格証等の写し、実務経験証明書により確認する。

イ 作業職員数

森林整備作業に従事する作業職員を5人以上有する法人であることを、作業職員名簿から確認する。

④設備（林業機械保有台数）

発注する業務の設計上必要としている林業機械を保有しているか確認する。

(3) 納税証明書による審査

次により、契約の履行について事業主として財政上及び法律上の責任を負うことができる法人であることを確認する。

ア 県税としての法人県民税、事業税等の滞納がない法人であること。

(有資格者名簿への登載)

第5条 第3条第1項の規定により、入札参加資格を有するとされた者については、これを森林整備作業等競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載するとともに、その結果を申請者に通知するものとする。

2 有資格者名簿は、公表とする。

附 則

この要領は、平成22年3月24日から施行する。

この要領は、平成26年4月10日から施行する。

この要領は、平成30年12月5日から施行する。